



# 長野県報

8月14日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2899号

## 目 次

### 規則

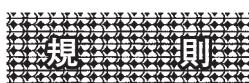
事務処理規則の一部を改正する規則(人事課) .....	1
-----------------------------	---

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課) .....	2
生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課) .....	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称等の変更の届出(地域福祉課) .....	4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出(地域福祉課) .....	4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出(地域福祉課) .....	4
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課) .....	5
保安林の指定施設要件の変更(森林づくり推進課) .....	5
基本測量の実施(建設政策課) .....	6
公共測量の終了(建設政策課) .....	6

### 公 告

県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(3件)(農地整備課) .....	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) .....	7
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課) .....	7
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課) .....	8
開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課) .....	8
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課) .....	8
特定調達契約に係る落札者の決定(ものづくり振興課) .....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(科学捜査研究所) .....	10



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県規則第34号

#### 事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の(50)を次のように改める。

#### (50) 地域経済牽引事業計画等に関する事項

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の規定に基づく次の事項

ア 第11条第1項の規定による土地利用調整計画の同意

イ 第12条第1項の規定による土地利用調整計画の変更の同意

ウ 第13条第1項の規定による地域経済牽引事業計画の承認  
エ 第13条第6項の規定による関係市町村長への通知(第14条第3項において準用する場合を含む。)

オ 第14条第1項の規定による地域経済牽引事業計画の変更の承認

カ 第14条第2項の規定による地域経済牽引事業計画の承認の取消し

キ 第15条第1項の規定による事業環境の整備に係る措置の提案(ク及びケにおいて「提案」という。)の受理

ク 第15条第2項の規定による提案をした者への通知

ケ 第15条第3項の規定による提案を踏まえた措置の内容の公表

コ 第36条第1項の規定による承認地域経済牽引事業者に対する報告の徴収

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

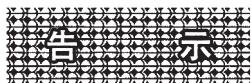
##### (経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性

化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第2項又は第4条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）の規定に基づく次に掲げる事項については、地域振興局長に権限を委任する事項とする。

- (1) 第15条第1項の規定による企業立地計画の変更の承認
- (2) 第15条第2項の規定による企業立地計画の承認の取消し
- (3) 第15条第3項において準用する第14条第4項の規定による関係市町村長への通知
- (4) 第17条第1項の規定による事業高度化計画の変更の承認
- (5) 第17条第2項の規定による事業高度化計画の承認の取消し
- (6) 第17条第3項において準用する第16条第4項の規定による関係市町村長への通知

人 事 課



### 長野県告示第408号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年8月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 起業者の名称  
池田町
- 2 事業の種類  
池田町地域交流センター建設事業及びこれに伴う農業用水路付替工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
長野県北安曇郡池田町大字池田一丁目及び豊町地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）
 

池田町地域交流センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第22号に掲げる社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館に関する事業に該当する。また、本件事業に伴う農業用水路付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する用水路に関する事業に該当する。よって、本件事業及び関連事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）
 

起業者である池田町は、本件事業及び関連事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業及び関連事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業及び関連事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業及び関連事業の施行により得られる利益

現在の池田町公民館は、昭和43年に建築された建物であることから、老朽化が進み、補修等により維持管理費の増加がみられるとともに、昭和56年以降の新耐震基準を満たしていないことから、大地震による倒壊の危険性がある。また、エレベーターや多目的トイレがなく、障がい者や高齢者等の利用に支障を来しているとともに、駐車場台数が足りず、利用者に不便が生じている。

現在の池田町図書館は、昭和57年に建築されてから35年が経過し、老朽化が進み、補修等により維持管理費の増加がみられるとともに、蔵書数の増加によりスペースが不足し、蔵書が書架に収まりきらないため、一部の蔵書を近くの公共施設に保管するなどして急場をしのいでいる。また、図書館専用の駐車場がないことから、駐車場を兼用している池田町役場又は池田町公民館で大きな催しがある際は駐車場が満車となり、図書館利用者は駐車できず不便が生じている。

本件事業は、上記の課題を解消するため、新たに適正な規模の用地を確保して、池田町公民館及び池田町図書館を新たに1つの建物として整備するものである。

本件事業の施行により、池田町公民館及び池田町図書館がそれぞれ抱えていた老朽化、利便性の悪さ等の課題が解消され、障がい者や高齢者などにも配慮した誰もが安全で快適に利用できる施設となる。また、池田町公民館及び池田町図書館を1つの建物に集約することにより、世代間交流の場や生涯学習の場としてより一層利用しやすくなるほか、公民館で活動した人が図書館に立ち寄ったり、図書館利用者が公民館活動に触れたりするなどの相乗効果が生まれることが期待される。

なお、関連事業については、本件事業の施行により遮断される農業用水路の機能を維持するものであり、本件事業を施行するために欠くことのできないものである。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業及び関連事業の施行により失われる利益

本件事業及び関連事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講すべき文化財及び動植物は見受けられない。

また、周辺住宅への圧迫感や日影に配慮して、建物の高さがあるホールを本件起業地の中央に配置するほか、周囲に植栽を配置している。

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、利用者の利便性等、社会的、技術的及び経済的観点から選定された3つの候補地を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる利益と本件事業及び関連事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、